

「新潟県社会的養育推進計画（改定案）」の概要

参考資料1

◎基本理念 ～すべてのこどもが権利の主体として尊重され、将来の自立に向けて夢と希望を持ち、家庭的な環境で健やかに育まれる地域社会の実現～

1 計画の概要

＜計画の目的＞ 虐待の予防的対応や里親・施設等の代替養育の体制構築及び取組の推進

＜計画改定の趣旨＞

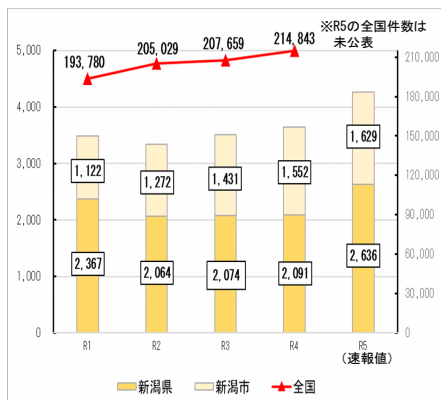
- 令和2年3月に策定した現行計画では、平成28年児童福祉法改正を踏まえ、里親や児童養護施設等のもとで生活するこどもの養育環境の改善のため、「家庭養育優先原則」に基づき、里親委託の推進及び児童養護施設等の小規模化、地域分散化を推進することとした。
- 令和4年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずることとされたことを踏まえ、国策定要領（令和6年3月）に基づき、現行計画を全面的に見直すもの。（策定主体：新潟県、新潟市）

＜計画期間＞ 令和7年度～令和11年度（5年間）

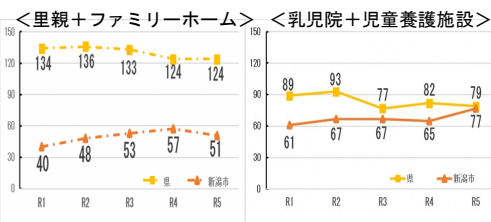
現行計画の計画期間（令和2年～11年度（10年間）の、後半5年間

2 本県の社会的養育の現状

○児童虐待相談対応件数の推移



○里親や児童養護施設等の児童数の推移（単位：人）



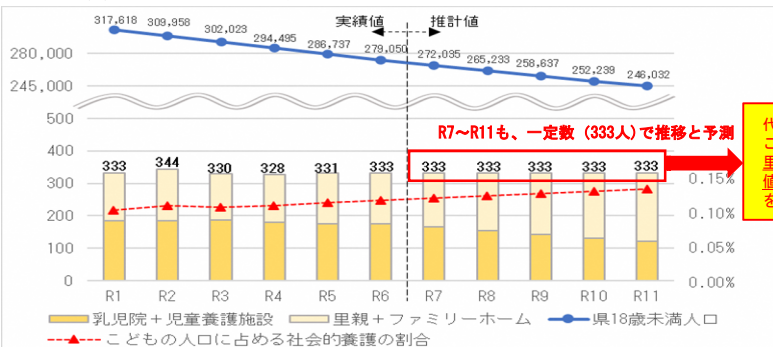
○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の状況

施設数 (定員総数)	小規模グループケア(分園型)		地域小規模 児童養護施設
	実施施設数	指定グループ数	
5施設	2施設	3グループ	1施設
181人 [100%]	20人 [11%]		6人 [3%]

3 代替養育を必要とするこども数の見込み

- 県内の18歳未満人口は年々減少しているのに対し、代替養育が必要なこども数は、ほぼ横ばいで推移。一方、こどもの人口に占める割合は、増の傾向にある。
- 今後も、代替養育が必要なこども数は、一定数で推移していくものと推測できる。

＜代替養育が必要なこども数＞



代替養育を必要とするこども数において、里親等委託のR11目標値に向け、里親等委託を推進

★計画改定のポイント

＜施策項目＞

令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」(※)の理念に基づく支援の在り方を中心とした構成に見直し、項目を追加

(※) 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

＜指標の設定＞

国策定要領に沿って、項目ごとに評価のための指標を設定し、毎年度、自己点検・評価を実施するとともに、社会福祉審議会に報告

4 具体的な施策

項目	取組方針
1 こどもの権利擁護の推進	①意見表明の機会の確保 ②こどもの意見の反映 下線部分は新規の取組方針
2 社会的養育の各分野	
【予防的支援】	(1) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 ①相談支援体制の整備（こども家庭センターの設置促進等） ②家庭支援事業等の養育支援の強化 ③ヤングケアラーとその家庭への支援 (2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 ①支援を必要とする妊産婦の把握及び支援 ②市町村等との連携強化 ＜新規項目＞
【一時保護】	(3) 一時保護改革に向けた取組 ①児童相談所一時保護施設の体制整備 ②一時保護委託先の確保 ③こどもの権利擁護
【代替養育】	(4) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築 ②親子関係再構築に向けた取組 ③特別養子縁組等の推進 (5) 里親・ファミリーホームへの委託の推進 ①里親数の確保及び養育の質の向上 ②里親養育の包括的な支援体制の構築 ③里親制度に関する理解促進 (6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ①家庭的な環境における個別的なケアの推進 ②施設の機能の充実 ③施設における人材確保及び育成の強化
【自立支援】	(7) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組 児童相談所・施設等における自立支援の強化
【専門的支援】	(8) 障害児入所施設における支援 障害特性に応じた環境かつ家庭的な環境における支援 ＜新規項目＞
3 児童相談所の体制強化	①適切な人員配置及び相談体制の強化 ②関係機関との連携強化及び市町村支援

★主な評価指標	現状（R5又はR6の状況）	R11年度目標値
施設等におけるこどもの権利擁護に関する取組に対するこどもの満足度（%）	64.3%	80.0%
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	14市町村で策定	30市町村で策定
一時保護施設の平均入所日数（日）	13.7日～37.1日	減少させる
里親等委託率		
全体	<県> 38.9%	<新潟市> 60.2%
3歳未満（%）	0.0%	50.0%
3歳以上の就学前（%）	57.1%	88.9%
学童期以降（%）	38.7%	56.4%
小規模かつ地域分散化した施設数（か所）	2か所	4か所
自立援助ホームの箇所数及び入居人数	6か所・22人	9か所・54人
児童相談所の相談活動に対するこどもの満足度（%）	50.0%	70.0%